

佐久

2009

号外

広報

SAKUPublicInformation

佐久市ホームページアドレス <http://www.city.saku.nagano.jp>



子育てサロン（あいとぴあ臼田）

定額給付金・
子育て応援特別手当特集

定額給付金が 給付されます

景気後退下での生活支援と地域経済に資することを目的とし、市民の皆さんに“定額給付金”を給付します。

この“定額給付金”は年齢による金額差はありますが、すべての市民の皆さんに、給付するものです。

市から給付対象となる世帯主の方に“定額給付金申請書（請求書）”を郵送しますので、申請書に必要な事項を記入し、添付書類を添えて、申請してください。

申請者・受給者

（原則）世帯主または世帯構成員

郵送受付

期間：平成21年3月30日(月)～
平成21年9月30日(水)消印有効

窓口受付

期間：平成21年4月15日(水)～
平成21年9月30日(水)

場所：市役所および臼田・浅科・望月支所

時間：午前8時30分～午後5時30分

ただし、市役所・各支所ともに土・日曜日、祝日は窓口事務を行いません。

※窓口は大変混雑が想定されますので、郵送による申請にご協力をお願いします。

給付 対象者

基準日（平成21年2月1日）現在
佐久市民である方

（佐久市に住民登録がある方）
（佐久市に外国人登録がある方）

※基準日に生まれた方、亡くなった方も給付対象となります。

※基準日以降に世帯主が亡くなった場合は、世帯主以外の世帯構成員が申請してください。

基準日（平成21年2月1日）において
19歳以上64歳以下の方

（昭和19年2月3日から
平成2年2月1日の間に生まれた方）

給付額 給付対象者
1人につき **12,000円**

基準日（平成21年2月1日）において
18歳以下の方

（平成2年2月2日以降に生まれた方）

65歳以上の方

（昭和19年2月2日以前に生まれた方）

給付額 給付対象者
1人につき **20,000円**

②窓口申請手順

①郵送申請手順



現金による給付金支給は原則行いません（口座がない方等はお相談ください）。

提出書類

●定額給付金申請書（請求書）

【添付書類】

●振込指定口座がわかるもの （通帳やキャッシュカードのコピー）

●世帯主（代理人）本人と わかる確認書類の写し （コピー）

世帯主（代理人）本人とわかる確認書類の写しとは？

■顔写真がある公的身分証明書のコピー

- 運転免許証
- パスポート
- 住民基本カード
- 外国人登録証
- 国・地方公共団体が発行した資格証 など

■上記以外は、2種類コピーを添付する必要があります （顔写真がない証明）

- 健康保険証
- 年金手帳
- 年金証書
- 住民基本カード（写真無）
- 国・地方公共団体が発行した資格証 など

申請書表面

定額給付金 申請書(請求書)

記入例

佐久市長 殿

○ 世帯主(申請・受給者)

平成 21 年 4 月 1 日 住所 佐久市中込○△□
 氏名 佐久 太郎 (佐久) 電話 0267 (62) ####

下記の事項に同意の上、定額給付金を申請します。

- ① 定額給付金の受給等に関して、受給資格の有無について、公簿等で確認することに同意します。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ③ 佐久市が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ平成○年○月○日までに佐久市が申請・受給者(代理人を含みます。以下同じ。)に連絡・確認できない場合には、佐久市は当該申請が取下げられたものとみなします。

○ 給付対象者(下記の記載内容をご確認ください。もし記載に誤りがあれば、朱書きで訂正してください。)

氏名	続柄	生年月日	年齢	支給額	要否※
佐久 太郎	世帯主	昭和40年10月1日	43	12,000円	<input type="checkbox"/>
佐久 花子	妻	昭和41年1月20日	43	12,000円	<input type="checkbox"/>
佐久 次郎	長男	平成2年2月1日	19	12,000円	<input type="checkbox"/>
佐久 望郎	次男	平成2年2月2日	18	20,000円	<input type="checkbox"/>
佐久 臼太	父	昭和19年2月2日	65	20,000円	<input type="checkbox"/>
佐久 浅代	母	昭和19年2月3日	64	12,000円	<input type="checkbox"/>
給付額合計				88,000円	

- 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『√』を入れて、必要事項を記入してください。)
- 指定の金融機関口座(申請・受給者の名義)への振込を希望
この口座が税等の引落とし又は払込みに現に使用している口座であって、申請 受給者の名義であること、また、申請・受給者の口座の確認について、税等の関係課に照会を行うことを承諾します。

【受取口座記入欄】

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く) ○○ 4.信越 5.農協 6.協同 7.その他 () △△ 本支店 本支所 出張所

金融機関コード 1:2:3:4: 支店コード 5:6:7: 口座番号(右づめでご記入ください。) 1|2|3|4|5|6|7|

口座種目 1.普通 2.当座 口座名義(カタカナ) サク ハナコ

6桁目ある場合は※欄にご記入ください。 右づめでご記入ください。

ゆうちょ銀行記号 1:0:1:※ 番号 1 名義人(カタカナ)

貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。

- 現金による支給を希望
(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方となります。お受け取りについては後日、文書で通知します。)

○ 代理申請(受給)を行う場合

代理人 氏名	佐久 花子 (佐久)	生年月日	41・1・20	性別	男	住所	佐久市中込○△□
上記の者を代理人と認め、定額給付金の	1.申請・請求 2.受給	を委任します。		世帯主氏名	佐久 太郎 (佐久)		

記入要領

- ① 申請日の日付をご記入ください。
- ② 平成21年2月1日現在の世帯主の氏名・住所等をご記入し押印してください。
- ③ 記載に誤りがあれば、朱書きで訂正してください。
- ④ 指定の金融機関口座の欄に√をしてください。
- ⑤ 振込口座は1か所のみ記入してください。ゆうちょ銀行の口座は従来の番号(記号5けた・番号8けた以内)を記入してください。
- ⑥ 現金給付は原則行いません。口座がない方等はお相談ください。
- ⑦ 代理申請欄の「代理人欄」は代理人が、「世帯主氏名欄」は世帯主が、それぞれ自筆でご署名ください。

(申請書裏面)

申請書裏面

申請者本人確認書類
写し 貼り付け

振込先金融機関口座確認書類
写し 貼り付け

■お問い合わせ先
 企画課企画調整係 ☎62-2111(内線497)
 臼田支所総務課 ☎82-3111
 浅科支所総務課 ☎58-2001
 望月支所総務課 ☎53-3111

定額給付金が給付されます

申請書の書き方についての注意事項

- 給付金の受取は、申請書に記載のある世帯主(または世帯構成者)の口座に限ります。
- 世帯主本人(または世帯構成者)の金融機関口座をご記入ください。
- 「世帯主(申請・受給者)欄」には、世帯主の氏名を記名し押印してください。
- 給付対象者の各項目を確認してください。**記載内容に誤りがあれば朱書きで訂正**してください。
- 市税等を指定口座から引き落としされている方も、必ず金融機関口座を記入し、通帳やキャッシュカードのコピーを添付してください。
- 世帯主が亡くなられた世帯は、世帯構成者が代理申請してください。
※世帯構成者とは、申請書に記載されている給付対象者のことをいいます。
- 世帯構成者が代理申請(受給)を希望する場合も、必ず代理人情報欄に記入してください。
- 代理申請(受給)を行う方は、必ず世帯主と代理人の公的身分証明書の写し(コピー)を添付してください。

家庭内暴力(DV)被害者の方

家庭内暴力(DV)被害者の方は、申し出により転出先の住所を加害者である配偶者等に明らかにしないことができます。詳しくは、市までご相談ください。

老人福祉施設等に入居している方

平成21年2月1日現在、単身で施設(老人福祉施設、児童養護施設、乳児院および知的・精神障害者施設等)に入所している方の申請を、施設職員が代理で行うことができます。

代理申請を行う方

代理申請の場合は、必ず代理人情報欄への記入をお願いします。なお、なりすまし申請等の犯罪防止のため、市が特に認める場合のみ代理申請・受給が可能です。

定額給付金の給付をよそおった

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- 市や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、ありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはできません。
- 「定額給付金」給付のために、手数料などの振込を求めることはありません。
- 皆さんの世帯構成や口座番号など、個人情報を電話照会することはありません。

ご自宅や職場などに佐久市や総務省(の職員)などがかたった電話がかかってきたら、迷わず右記の問い合わせ先か最寄りの警察署、または警察相談電話(全国共通短縮ダイヤル)「#9110」にご連絡ください。



子育て応援

特別手当が支給されます



目的

子育て応援特別手当は、生活対策の一環で、多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子ども1人あたり3万6千円を支給します。

対象となる子ども

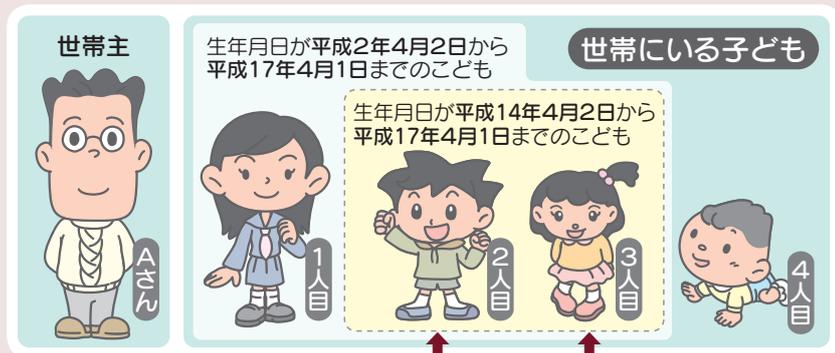
平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ども(平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子ども)であって、第2子以降の子どもが対象となります。

※第2子の判定は、18歳以下の子ども(平成2年4月2日以降に生まれた子ども)の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。

※対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認しますので、申請の際に医療保険の被保険者証の写しなどが必要となります。

■子育て応援特別手当(Aさん、Bさんの場合)

●Aさん世帯



手当の対象となる子ども

Aさんへの子育て応援特別手当3.6万円×2人=7.2万円

●Bさん世帯



手当の対象となる子ども

Bさんへの子育て応援特別手当3.6万円×1人=3.6万円

支給の基準日

平成21年2月1日時点において佐久市の住民基本台帳に記録されている方および外国人登録原票に記録されている方で在留資格のある方が対象です(不法滞在および短期滞在の在留資格者は除く)。

手当の額

対象となる子ども1人あたり3万6千円を、同居している世帯主に支給します。

申請の手続き

該当と思われる世帯主の方に申請書を郵送しますので、必要事項を記入いただき(必ず押印してください)、同封の返信用封筒による郵送または、申請窓口に提出してください。申請の際には、①ご本人の確認書類(医療保険証・運転免許証・住基カード・パスポート・外国人登録証明書等の写し)と②振込口座確認書類(通帳の写し等)を申請書の裏面に必ず添付してください。

※代理申請の場合は、医療保険被保険者証などの世帯主との関係を証明するものが必要です。

申請窓口

児童課児童係または
各支所福祉児童係

受付期間

平成21年3月30日(月)～
平成21年9月30日(水)(消印有効)

■お問い合わせ先 児童課児童係 ☎ 62-3149 (直通) または 各支所福祉児童係